

貝塚市景観条例をここに公布する。

令和6年9月30日

貝塚市長

貝塚市条例第25号

貝塚市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 景観計画（第8条—第11条）
- 第3章 行為の規制等（第12条—第21条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第22条—第25条）
- 第5章 景観協定（第26条）
- 第6章 景観審議会（第27条・第28条）
- 第7章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関し基本となる事項を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市が持つ特性と地域資源を活かし、市民が愛着や誇りを感じることでできる景観を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件以外のもので、規則で定めるものをいう。
- （2） 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している者又は市内に土地、建築物等を所有し、若しくは管理している者をいう。
- （3） 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、これを実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、道路、河川、公園その他の市が設置する公共施設を整備するに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する主体

であることを認識し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成のために積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他関係団体に対し、良好な景観の形成の促進について協力を要請するものとする。

(普及及び啓発)

第7条 市長は、市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、市議会及び第27条第1項に規定する貝塚市景観審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観重点地区の指定)

第9条 市長は、景観計画の区域内において、当該地区の特性を活かした良好な景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を景観重点地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観重点地区を指定するときは、併せて当該景観重点地区ごとに良好な景観の形成に関する方針その他必要な事項を景観計画に定めるものとする。

(計画提案をすることができる団体)

第10条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域の市民又は事業者と協働し、当該提案に係る土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体（法人格を有していない団体にあつては、代表者の定めのある規約等を有しているものに限る。）とする。

(計画提案に対する判断の手續)

第11条 市長は、法第12条の規定により、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の規制等

(景観計画の遵守)

第12条 景観計画の区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するように努めなければならない。

(事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者又は同条第5項の規定により通知をしようとする国の機関若しくは他の地方公共団体は、あらかじめ、当該届出又は通知の内容について、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をした者は、その協議内容に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(届出等を要しない行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為

(3) 他の法令又は条例に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等であつて、規則で定めるもの

(4) 次に掲げる変更に係る行為

ア 法第16条第3項の規定による勧告に基づく変更

イ 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に基づく変更

ウ 第17条の助言又は指導に基づく変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(行為の届出等)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出及び同条第5項後段の規定による通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、平面図、断面図その他の規則で定める図書とする。

(変更、中止又は完了の届出等)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(助言及び指導)

第17条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者及び同条第5項の規定による通知をした者に対し、当該届出又は通知に係る行為に関し必要な助言又は指導をすることができる。この場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(勧告の手続)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、当該勧告に係る行為が周辺の良い景観の形成に著しく支障を及ぼすと認めるときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない者の氏名及び住所(当該勧告に従わない者が法人その他の団体である場合にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内

容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その理由を通知し、その者が意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第20条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する全ての行為とする。

(変更命令等の手続)

第21条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は法第26条若しくは法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せんてい}剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 景観協定

(景観協定の認可等の手続)

第26条 市長は、法第81条第4項、第84条第1項、第88条第1項又は第90条第1項の認可をしよう

とるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 景観審議会

(景観審議会の設置)

第27条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として貝塚市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項その他景観の形成に関する重要事項についての調査審議を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザー部会の設置)

第28条 国、地方公共団体、市民及び事業者が行う良好な景観の形成に向けた取組について、技術的及び専門的な助言を得るため、審議会に貝塚市景観アドバイザー部会（次項において「部会」という。）を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、部会の組織、運営その他部会に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(景観計画に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から市の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間（第4項において「移行期間」という。）は、大阪府景観計画（平成24年大阪府告示第614号）を市の景観計画とみなして、第3章の規定を適用する。

(行為の規制等に関する経過措置)

- 3 施行日の前日までに、大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、施行日以後において市が処理することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 移行期間における第14条の規定の適用については、同条中「次に掲げる行為」とあるのは、「大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）第12条各号に掲げる行為」とする。

(附属機関に関する条例の一部改正)

- 5 附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部貝塚市景観審議会の項を削る。

(附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際に前項の規定による改正前の附属機関に関する条例第2条の規定により置かれている貝塚市景観審議会は、第27条の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。